

# 福井市中心市街地オフィス立地助成金交付要綱

平成26年4月1日

## (通則)

第1条 福井市中心市街地オフィス立地助成金（以下「助成金」という。）の交付に関しては、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (目的)

第2条 この要綱は、本市の都市機能の強化及び経済活動の活性化を図るため、必要な奨励措置を講ずることにより、中心市街地における拠点業務機能の集積の促進に寄与することを目的とする。

## (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 福井市中心市街地活性化基本計画で設定される中心市街地の区域をいう。
- (2) オフィス 専ら入居者が自らの事業に係る事務処理業務等を行うための施設であって、地域経済における拠点業務機能の集積の促進に寄与するものをいう。
- (3) 空きオフィス オフィスのうち、使用していた者が退去し、現に事業の用に供していないもの又は現に使用している者の退去が確実なもので、賃貸借が可能なものをいう。
- (4) 事業者 空きオフィスを用いて事業を営み、又は営もうとする者をいう。
- (5) 新設 中心市街地内にオフィスを有しない者が、オフィスを新たに中心市街地内に立地すること。ただし、当該事業者が、市内の中心市街地外にオフィスを有する場合は、市長が特に認めたときを除いて、当該オフィスを営業しつつ、中心市街地内にオフィスを新たに立地する場合に限る。
- (6) 増設 中心市街地内にオフィスを有する者が、当該オフィスを営業しつつ、中心市街地内に新たにオフィスを立地すること。ただし、当該事業者が、市内の中心市街地外にオフィスを有する場合は、市長が特に認めたときを除いて、当該オフィスを営業しつつ、中心市街地内にオフィスを新たに立地する場合に限る。
- (7) 従業員 当該新設したオフィスで業務を行うため、常用雇用者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者を言う。）として事業者により雇用されている者をいう。

- (8) 新規雇用者 従業員のうち、オフィスでの営業を開始した日の3月前の日から当該日後3年を経過する日までの間に、当該オフィスにおいて採用された者であって、当該採用をされた日から6月以上継続して雇用されている者をいう。ただし、市内に住所を有する者に限る。
- (9) 転属者 従業員のうち、常用雇用者として市外の事業所において雇用されていた者で、オフィスでの営業開始に伴い、当該オフィスでの営業を開始した日の3月前の日から当該日後3年を経過する日までの間に、当該オフィスに転属し、かつ、当該転属をした日から6月以上継続して雇用されている者をいう。ただし、市内に住所を有するものに限る。
- (10) 地域資源活用型産業 次の各号のいずれかに該当する産業をいう。ただし、店舗等での物品の販売又はサービスの提供を主たる業務とするものを除く。
- ア 福井県の地域ブランドを活用した産業
  - イ 福井県の伝統工芸品等を活用した産業
  - ウ 福井県の農産物又は食料加工品を活用した産業
- (奨励措置)

第4条 市長は、予算の範囲内で、次に掲げる奨励措置（以下「奨励措置」という。）を講ずることができる。

- (1) 助成金の交付
- (2) その他市長が必要と認める措置

2 助成金の種類、助成の対象となる地域、助成の対象となる経費、交付の要件、額及び限度額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は助成の対象となる経費から除く。また、税込経理方式により賃借料に消費税及び地方消費税が含まれている場合は、賃借料から消費税及び地方消費税分の金額を除いた金額を助成の対象となる経費とする。

(対象者)

第5条 助成金の対象となる者は、別表第2に掲げるいずれかの業種等（国営又は公営の企業、非営利団体及び市長が不相当と判断するものを除く。）に属する事業を営むために中心市街地にオフィスを新設又は増設する者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 国、県、市及び各種団体等により、この要綱に定める事業への補助金と同種の補助金を受けていない者であること。
- (3) 第2条の目的に寄与及び貢献すると市長が認めた者

(事業の指定申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、空きオフィスの賃貸借契約の締結の日までに、中心市街地オフィス立地助成金指定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請し、事業の指定を受けなければならない。ただし、増設の指定を受けた企業は、当該指定にかかるオフィスの操業開始から1年を経過する日までは次の指定の申請を行うことが出来ない。

- (1) 法人の登記事項証明書(個人にあっては、住民基本台帳法(昭和43年法律第81号)第12条第1項に規定する住民票の写し)
- (2) 定款又は規約
- (3) 事業概要書
- (4) 国税、都道府県税及び市区町村税の納付を証明する書類(都道府県税及び市区町村税については、本社が所在する都道府県及び市区町村に係るもの)
- (5) 市税に関する情報の照会についての同意書
- (6) 確認書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(事業の指定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、事業の内容を審査し、適当と認める者については指定の決定を行うものとし、中心市街地オフィス立地助成金指定通知書(様式第2号)により、当該事業者に通知するものとする。

2 市長は、必要であると認めるときは、前項の指定に条件を付することができる。

(内容変更等の申請)

第8条 前条第1項の指定の決定を受けた者(以下「指定者」という。)は、オフィス立地助成金指定申請書及びその添付書類に記載された事項について変更があるときは、あらかじめ、中心市街地オフィス立地助成金指定内容変更申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該変更が軽微なものであるときは、この限りでない。

(内容変更等の承認)

第9条 市長は、前条に規定する変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、中心市街地オフィス立地助成金指定内容変更承認書(様式第4号)により、同項に規定する申請書を提出した者に通知するものとする。

(契約締結届)

第10条 指定者は、空きオフィスの賃貸借契約を締結した後速やかに、賃貸借契約書及び当該オフィスの状況が分かる図面を添えて、契約締結届(様式第5号)を市長に提出

しなければならない。

(営業開始届)

第11条 指定者は、賃借料発生を開始日から3月以内に当該空きオフィスでの営業を開始しなければならない。ただし、大規模な改修が必要な場合など、やむを得ない理由による場合はこの限りではない。

2 指定者は、当該営業を開始した日から15日以内に営業開始届(様式第6号)を提出しなければならない。

(交付の申請)

第12条 指定者は、助成金の交付を申請しようとするときは、規則第3条の規定に基づき、別表第3に定める書類を添えて、同表に定める期間内に中心市街地オフィス立地助成金交付申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定及び助成金の額の確定)

第13条 市長は、規則第4条の規定により、助成金を交付すべきと認めたときは、助成金の交付の決定と併せて助成金の額を確定し、中心市街地オフィス立地助成金交付決定通知書兼交付額の確定通知書(様式第8号)により、指定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた指定者(以下「助成対象者」という。)は、規則第14条の規定により、前条の規定による通知を受けた日から15日以内に、中心市街地オフィス立地助成金交付請求書(様式第9号)により、市長に助成金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、助成金を交付するものとし、助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(指定事業の休止等)

第15条 指定者又は助成対象者は、指定を受けた助成金に係る事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、速やかに中心市街地オフィス立地助成金指定事業休止(廃止)届出書(様式第10号)により、市長に届け出なければならない。

(指定の取消し)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定者に対して、第7条の指定を取り消すことができる。

(1) 指定者が事業を廃止し、又は休止したとき。

(2) 指定者が第7条の指定を受けてから助成金の交付の決定を受けるまでの間に第5条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(3) 前条の規定による届出の義務を怠ったとき。

(4) その他市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、次に掲げる行為があった場合は、助成対象者に対して、第7条の指定を取り消し、助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 虚偽の申請により、助成金の交付を受けたとき。

(2) 災害、倒産その他市長がやむを得ない理由があると認める場合を除き、営業の開始の日から起算して5年を経過する日までに事業を中止し、又は廃止したとき。

(3) 指定者が助成金の交付を受けてから、営業を開始した日後5年を経過する日までの間に、第5条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(4) その他市長が適当でないと認めるとき。

(報告又は調査)

第17条 市長は、奨励措置の実施に関し必要があると認めるときは、指定を受けようとする者及び指定者並びに助成対象者に対し、報告及び必要な書類の提出を求め、又は職員に実地を調査させることができる。

2 指定を受けようとする者及び指定者並びに助成対象者は、前項の規定による報告又は調査の求めについて協力するものとする。

(関係図書の保存)

第18条 助成対象者は、助成事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払いに関する証拠書類については、助成金の交付日から5年間保管しなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第19条 この要綱の規定による助成金の交付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(賃借取引の制限)

第20条 オフィス又は駐車場の賃借にあつては、直系血族間、同一の資本若しくは同一系列の法人間の取引によるもの又は法人代表者と法人との取引によるものは、対象外とする。

(地位の承継)

第21条 相続、譲渡、合併等により指定者又は助成対象者に変更が生じたときは、当該指定事業が継続される場合に限り、当該指定の承継者は、書面により市長の承認を受け、当該指定者又は助成対象者の地位を承継することができる。

(他の助成制度との重複)

第22条 本市の他の助成制度等と助成対象経費等が重複する場合には、この要綱による助成金の交付はしないものとする。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに指定された事業については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の規定に基づき指定を受けている者又は指定の申請を行っている者に対する奨励措置については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の規定に基づき指定を受けている者又は指定の申請を行っている者に対する奨励措置については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の規定に基づき指定を受けている者又は指定の申請を行っている者に対する奨励措置については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和5年3月31日から施行する。

別表第1（第4条関係）

種類	地域	助成対象経費	交付要件	額及び限度額
家賃補助	中心市街地	<p>(1)第11条の営業を開始した日の属する月の翌月の初日から、36月を経過する日の属する月までの間の当該オフィスの賃借料。ただし、共益費、管理費その他これらに類する経費を除く。</p> <p>(2)当該オフィスの営業の用に供する車両の駐車場の賃借料。ただし、助成対象となる台数は、従業員数と同数又は5台のいずれか少ない方を上限とする。</p>	<p>(1)当該オフィスで業務を行い、営業を開始した日から6月以上継続して雇用されている従業員の数が2人以上いること。</p> <p>(2)市に事前に登録された延床面積が20平方メートル以上のオフィスを新設又は増設すること。</p>	<p>交付額は、助成対象経費の2分の1以内とし、当該オフィスの賃借料と営業の用に供する駐車場の賃借料を合わせた交付限度額は、従業員数が10人以下の場合は月あたり10万円、11人以上20人以下の場合は月あたり20万円、21人以上の場合は月あたり30万円とする。ただし、助成対象経費となる駐車場の賃借料は、1台あたり1万円を限度とする。</p>
雇用奨励金		<p>交付申請を行う時点での新規雇用者及び転属者を雇用するのに要した経費。ただし、2年目以降は、申請時の新規雇用者及び転属者の合計人数が過去の申請時の新規雇用者及び転属者の合計人数を上回る場合に限り、増加分につき対象とする。</p>	<p>家賃補助の交付要件に該当する企業であること。</p>	<p>1年目の交付額は、新規雇用者1人につき20万円、転属者1人につき10万円とする。</p> <p>2年目以降の交付額は、申請時の新規雇用者の人数が過去の申請時の新規雇用者の人数を上回る場合に限り、増加した新規雇用者1人につき20万円とする。</p> <p>合計の限度額は、300万円とする。</p>

## 別表第2（第5条関係）

- (1) 製造業
  - (2) 建設業
  - (3) 情報通信業
  - (4) 運輸業、郵便業
  - (5) 卸売業、小売業のうち、各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業
  - (6) 不動産業、物品賃貸業
  - (7) 学術研究、専門・技術サービス業
  - (8) 教育、学習支援業
  - (9) サービス業のうち、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業又は職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業（コールセンター業を含む。）
  - (10) 福井市企業立地促進条例施行規則（平成28年規則第33号）第2条第2項第3号に規定する成長産業
  - (11) 福井市企業立地促進条例施行規則（平成28年規則第33号）第2条第2項第4号に規定する物流関連産業
  - (12) 第3条第11号に規定する地域資源活用型産業
  - (13) その他市長が特に認める業種
- （備考）

別表第2第1号から第9号に掲げる業種は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる業種をいう。

## 別表第3（第12条関係）

### 1 家賃補助

- (1) 添付書類
  - ア 賃貸借契約書及び領収書の写し
  - イ 雇用の状況を確認できる書類
  - ウ 雇用保険に加入していることを証する書類
  - エ 申請時の直近の決算書及び財務諸表の写し
  - オ 国税、都道府県税及び市区町村税の納付を証明する書類（都道府県税及び市区町村税については、本社が所在する都道府県及び市区町村に係るもの）
  - カ その他市長が必要と認める書類



(2) 交付申請期間

- ア 初年度 営業開始後1年以後1年7月以内
- イ 2年目 営業開始後2年以後2年7月以内
- ウ 3年目 営業開始後3年以後3年7月以内

2 雇用奨励金

(1) 添付書類

- ア 雇用の状況を確認できる書類
- イ 雇用保険に加入していることを証する書類
- ウ 助成対象従業員の住民票
- エ その他市長が必要と認める書類

(2) 交付申請期間

- ア 初年度 営業開始後1年以後1年7月以内
- イ 2年目 営業開始後2年以後2年7月以内
- ウ 3年目 営業開始後3年以後3年7月以内

ただし、家賃補助の交付申請と同時に行うこととする。